

たかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託 募集要項

1 業務名

たかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託

2 プロポーザル方式実施の趣旨

区がたかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託を実施するにあたり、価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから、複数の事業者による多様な提案を求め、総合的な見地から公正かつ公平な方法で、本業務の最適な事業者を選定する。

3 契約委託期間

契約締結日（令和8年5月下旬から6月下旬頃）から令和11年3月31日まで

※ただし、契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

4 契約上限金額

26,895,000円（税込）とする。※3年間

令和8年度：8,965,000円（税込）
令和9年度：8,965,000円（税込）
令和10年度：8,965,000円（税込）

※提案金額は、いずれの年度も契約上限額の範囲内であること。

5 委託内容

別紙委託仕様書（案）のとおり

6 区が求める提案内容

- (1) 体験活動を通じて参加者がまちのみどりに関わる意識を醸成できること
- (2) 参加者の安全管理・事故対策に関するここと
- (3) 参加者が用意されたプログラムをこなすのではなく、自ら考え、主体的に樹木を活用する内容であること

7 参加者等の構成

本事業に参加を希望する事業者（以下、「参加者等」という。）の構成は、①～②とします。

① 単独団体

② 代表団体と代表団体から業務の一部を受託する構成団体からなる応募グループ（以下、「応募グループ」という。）

＜留意事項＞

- ・②の場合、区は代表団体と契約を締結します。

- ・②の場合、構成団体が履行する部分については代表団体から構成団体に再委託します。代表団体から業務の一部を受託する構成団体についても代表者名等を記載してください。
- ・代表団体は本事業実施に際して全体の統括を行うものとします。
- ・提案採用者決定日以降は、代表団体及び構成団体の変更は原則認めません。ただし、構成団体の一部が廃業する等、やむを得ない事象が生じた場合で、区と協議のうえ区が認めた場合に限り、代表団体を除く構成団体については変更することができるものとします。

8 参加資格要件

本業務に応募することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人または法人以外の団体若しくはそれら複数の者による応募グループとします。

(1) 参加者等の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ② 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年 3 月 31 日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- ③ 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- ④ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑤ 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

(2) 応募グループに関する参加資格要件

- ① 応募グループの構成団体それが前記（1）の参加資格要件を満たしていること
- ② 応募グループの代表団体及び構成団体のいずれも、他の参加者等の代表団体（単独団体含む）または構成団体として参加していないこと。

(3) 参加者等が契約締結までの間に前記（1）及び（2）に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うこととし、提案採用者となっていた場合は、提案採用を取り消します。

9 提出書類およびその様式について

前項の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、次に示す事項を記載した書類を提出する。指定が無い様式は任意とするが、（1）については、本募集要項に添付の様式を使用する。

提出部数は、下記（1）～（3）のとおりとし、単独団体の場合は（2）は不要とする。

- (1) 参加申込書（様式 1）…………… 1 部
- (2) 応募グループ構成表及び役割分担表…………… 1 部
- (3) 提案書…………… 正本 1 部、副本 5 部

提案書には、下記の項目について記載すること。

- ① 会社概要（パンフレットでも可）
- ② 提案説明書（A4 判両面印刷 5 枚以内または A3 判片面印刷 5 枚以内）
 - ア ワークショップの具体的な実施提案

- イ 参加者がまちのみどりに関わる意識を醸成する活動プロセスの明示
- ウ 安全管理・事故対策
- エ 業務スケジュール
- オ 本業務に係る受託体制（組織体制及び各担当者とその役割）
 - ※ 副本は氏名を空白とすること
- ③ 業務実績

本委託業務に関連する実績を具体的に記載すること。自治体等からの委託業務については、業務受託件名・発注自治体・業務期間を記載すること。
- ④ 見積金額及び積算内訳書
 - ※ 令和8、9及び10年度の各年度別とする。
 - ※ 見積金額については税込み金額、税抜き金額、消費税額を記載する。
- ⑤ 納税証明書（法人住民税、直近1年分）

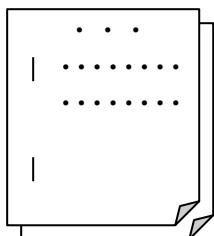
未納税額がないことを証明する書類でも可とする。

(4) 提案説明書の作成仕様

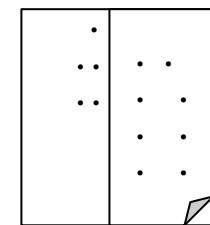
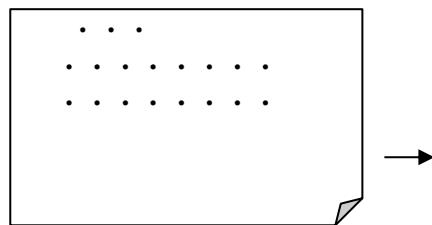
- ・ 原則、A4判両面印刷とし、5枚以内で作成する。（A3判を使用する場合は片面印刷）
- ・ ページ番号を記載する。
- ・ 体裁は、横書きとし、文字サイズは11ポイント以上（注意書き、図中の表現などを除く）とする。
- ・ 左2箇所をホチキス等で綴じる。

＜参考 提案説明書提出様式＞

A4版



A3版



(5) 審査結果通知送付用封筒 1枚

長3封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、110円の切手を貼付したものであること。

- ※ 参加者名の記入については、提案書の正本1部のみとし、副本5部については、参加者名および参加者が特定できるような表現は一切不可とする。
- ※ 正本の表紙および正本の見積書には、代表者印を押印すること。
- ※ 正本は、高島平まちづくり推進課で保管し、副本を選定で使用する。
- ※ 提出書類に不備がある場合は、プロポーザルに参加できない場合があるので注意すること。

9 プロポーザルへの参加表明について

本件に関する参加の申込は、参加申込書（様式1）の提出をもって参加とする。

10 参加申込書・提案書の提出について

(1) 提出場所・問合せ

板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 板橋区役所 北館 5 階 ⑫窓口
板橋区まちづくり推進室高島平まちづくり推進課
担当：小宮山・浅原・香川 電話：03-3579-2183

(2) 提出方法

書面により、上記提出場所へ持参すること。（郵送は不可）

※ 開庁時間外及び閉庁日の提出はできません。

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 3 時まで

(4) その他

- ① 提出期限後の提案書の再提出、追加提出及び記載事項の変更は、認められない。
ただし、提案書の副本に参加者名および参加者が特定できるような表現があり、
区が当該箇所に限り黒塗り（マスキング）を求める場合を除く。
- ② 提出書類に記載した技術者は、原則として変更できない。また本委託の業務に
あたる担当者は、提出書類に記載した技術者でなければならない。ただし、病休、
死亡、退職等の極めて特別な理由があり、区が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 提出された提案書は返却しない。また東京都板橋区情報公開条例に基づき、
原則として全ての関係書類等が公開請求の対象となる。ただし、公開することに
より事業活動に支障をきたす恐れのある情報が関係書類等にある場合は、事前に
高島平まちづくり推進課に申告し、協議の上、同条例の規定に反しない範囲で、
非公開とする部分を定めるものとする。
- ④ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 4）を提出すること。

11 審査の方法

審査は、次に示す 1 次審査と 2 次審査をもって行う。

(1) 1 次審査（書類審査）

参加資格要件を満たしているか審査する。ただし、参加者が 5 者を超えた場合、
審査項目及び審査基準を評価し、1 次審査で 5 者以内に絞り込むものとする。
審査結果については、審査を行った全ての参加者に結果のみを郵送で通知する。

(2) 2 次審査（プレゼンテーション）

1 次審査を通過した参加者がプレゼンテーション（発表：15 分、質疑応答 15
分）を行い、提案採用者を決定する。ただし、評価点が満点の 2 分の 1 を超えない
ときは提案採用者としないものとする。

プレゼンテーションについては、提案書に基づいて行うものとし、手法につい
ては自由とするが、資料の追加提出や配布は認めない。

なお、審査結果については、1 次審査と同様、審査を行った全ての事業者に郵
送で結果を通知する。そのため、プレゼンテーション当日に 2 次審査結果通知送
付用封筒 1 枚（長 3 封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、110 円切手を貼付し
たもの）を持参するものとする。

12 審査項目及び審査基準

(1) 1 次審査

別表 1 のとおり

(2) 2 次審査

別表 2 のとおり

13 無効となる提案書

下記のいずれかに該当する提出書類は、原則として提案書全体を無効とし、審査の対象としない。

- (1) 各提出すべき様式に記載漏れがある等、提出書類に不備がある場合。
- (2) 提出書類において、日本語以外の文字、円以外の通貨で記されているもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 見積金額が契約上限額を超えているもの。
- (5) その他、本募集要項において規定した条件を満たしていないもの。

14 提案採用者の決定について

- (1) 提案採用者の評価は、本募集要項の「12 審査項目及び審査基準」に基づき選定委員会が行う。
- (2) 選定委員会の評価結果報告を受け、提案採用者を決定し、採用した旨および評価表得点等を添付し、書面により通知する。
- (3) 参加者のうち提案書を採用しなかった者に対して、選定しなかった旨および評価表得点等を添付し、書面により通知する。
- (4) 契約締結前に提案採用者の提出書類または提案内容に虚偽等があることが判明した場合、次点の参加者を繰り上げて提案採用者に決定する。ただし、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としないものとする。

15 説明会について

本プロポーザル実施についての説明会は行わない。

16 提出書類作成にあたっての質問および回答

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書（様式3）に要旨を簡潔にまとめ、下記の受付期間内に担当部署へ電子メールで問合せること。電話による口頭質問は受け付けない。

質問に対する回答は、下記受付期間内に受け付けた質問に対してのみ、下記の回答期間に回答する。原則担当部署窓口にて配布資料を受領した本プロポーザルへの参加予定者全員に対して電子メール、ホームページで随時回答する。

- (1) 受付期間：令和8年2月13日（金）から2月24日（火）午後3時まで
- (2) 回答期限：令和8年3月2日（月）
- (3) 担当部署：板橋区まちづくり推進室高島平まちづくり推進課
 - ① 宛 先：takamachi@city.itabashi.tokyo.jp
 - ② 件 名：たかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託に関する質問書
 - ③ ファイル名：「令和8年○月○日_事業者名」

17 募集から受託者決定までのスケジュール（予定）

内 容	期間等
公募期間	令和8年2月13日（金）から 令和8年3月6日（金）午後3時まで
募集に関する質問受付	令和8年2月13日（金）から

	令和8年2月24日（火）午後3時まで
募集に関する質問の回答	令和8年3月2日（月）回答予定
申込受付期間（参加申込書及び企画提案書提出期限）	令和8年2月13日（金）から 令和8年3月6日（金）午後3時まで
1次審査（書類審査）	令和8年3月9日（月）～予定
1次審査結果通知	令和8年3月16日（月）予定
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月31日（火）
2次審査結果通知・公表	令和8年4月1日（水）予定
契約締結	令和8年5月下旬頃 予定

18 予算措置について

本プロポーザル方式は、各年度予算の成立（板橋区議会で3月下旬議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合がある。

19 その他

- (1) 当該プロポーザルにかかる一切の費用は、当該プロポーザルの参加者が負担する。
- (2) 本件に関する所有権・著作権等の一切の権利は、区に帰属するものとする。
- (3) 提案書は1企業ごとにつき、1件とする。
- (4) 審査期間中であっても、参加資格要件を失効した場合や参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、失格となる。
- (5) メールの通信事故等について、区は一切の責任を負わないものとする。